

株主各位

東京都千代田区外神田四丁目14番1号
DOWAホールディングス株式会社
代表取締役社長 山田政雄

第113回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成28年6月24日開催の当社第113回定時株主総会において、下記のとおり報告および決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

報告事項

第1号 第113期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果の報告について

本件は、上記事業報告、連結計算書類および監査結果を報告いたしました。

第2号 第113期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類の報告について

本件は、上記計算書類を報告いたしました。

決議事項

第1号議案 定款の一部変更について

本件は、原案どおり承認可決されました。

変更後の定款は、次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

旧	変更後
<p>第4章 取締役および取締役会 第18条～第28条 (省略)</p> <p>(責任免除) 第29条 (省略)</p> <p>第5章 監査役および監査役会 第30条～第36条 (省略)</p> <p>(責任免除) 第37条 (省略)</p>	<p>第4章 取締役および取締役会 第18条～第28条 (現行どおり)</p> <p>(<u>取締役の責任免除</u>) 第29条 (第1項現行どおり) <u>2. この会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会 第30条～第36条 (現行どおり)</p> <p>(<u>監査役</u>の責任免除) 第37条 (第1項現行どおり) <u>2. この会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>

第2号議案 取締役7名選任について

本件は、山田政雄、中塩弘、松下克治、細田衛士および小泉淑子の5名が再選され、光根裕および加賀谷進があらたに選任され、就任いたしました。

なお、細田衛士および小泉淑子は、社外取締役であります。

第3号議案 監査役1名選任について

本件は、雪竹克也があらたに選任され、就任いたしました。

第4号議案 補欠の社外監査役1名選任について

本件は、岩渕監査役、武田監査役および中曽根監査役の補欠として、大庭浩一郎氏が再選されました。

第5号議案 取締役の報酬額の改定について

本件は、原案どおり取締役（社外取締役を含む）の報酬額を年額5億7千万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない）に改定することに承認可決されました。

なお、本総会終了後開催の取締役会の決議により、代表取締役社長に山田政雄が再選され、就任いたしました。

また、本総会終了後開催の監査役会の決議により、常勤の監査役に雪竹克也が選任され、就任いたしました。

以 上

配当金のお支払いについて

第113期期末配当金は、1株につき18円となりました。配当金に関する書類は、6月2日付で既にご送付させていただいております。

【配当金の受け取り方法をとくに指定していない方】

「第113期配当金領収証」により、払渡し期間（平成28年6月3日から平成28年7月29日まで）内にゆうちょ銀行または郵便局（銀行代理業者）にてお受け取りください。

【口座振込または株式数比例配分方式をご指定の方】

「配当金計算書」および「お振込み先について」または「配当金のお受け取り方法について」をご確認ください。

なお、配当金を受け取らないまま上記期限を経過した場合または上記書類を紛失等した場合は、当社株主名簿管理人三井住友信託銀行 証券代行部までお問い合わせください。

また、「配当金計算書」は、租税特別措置法に基づく「支払通知書」を兼ねており、確定申告を行う際の添付資料としてご使用いただくことができます。ただし、株式数比例配分方式によりお受け取りの場合は、お取引証券会社等へご確認ください。

以 上